

井手町公告第53号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理事業の一子に係る農地利用集積計画を定めたので、同条第7項の規定により公告し、その関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

令和8年8月7日

井手町長      西 島 寛 道



記

1 縦覧に供する農地利用集積計画

令和8年度 第2号

2 縦覧期間

令和8年8月7日以降

3 縦覧場所

井手町大字井手小字東高月8番地

井手町産業環境課